

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税、都市計画税、国民健康保険税）		
要望項目名	医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・特例措置の内容 全世代型社会保障検討会議、社会保障審議会医療保険部会等における次期医療保険制度改革に関する検討を踏まえ、医療保険制度における税制上の所要の措置を講じる。		
関係条文	[-]		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 ○ 団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2022年や、団塊ジュニア世代が高齢期を迎え、支え手の中心となる生産年齢人口の減少が加速される2040年頃といった将来の日本の社会を見据え、持続可能な医療保険制度を構築する必要がある。 (2) 施策の必要性 ○ 医療保険制度改革において、改革内容に係る検討を踏まえ、必要に応じ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。		
本要望に対応する縮減案	-		
ページ		8—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	全国民に必要な医療を保障するため、国民皆保険を維持する観点から、持続可能な医療保険制度を構築する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	全世代型社会保障検討会議、社会保障審議会医療保険部会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う医療保険制度改革を講じることにより、持続可能な医療保険制度を構築することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	全世代型社会保障検討会議、社会保障審議会医療保険部会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う医療保険制度改革を講じることにより、持続可能な医療保険制度を構築することが可能となる。
ページ		8—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—